

第1予算審査特別委員会（第1日目）

R8.3.12（木）13：00～

第二・第三委員会室

開 会 12：56

委員長挨拶

委員長

それでは、ただいまより、第1予算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は8名であります。

傍聴の申出はございません。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

議案第1号 令和8年度滝川市一般会計予算

議案第13号 滝川市B＆G海洋センター条例

議案第14号 滝川市鳥獣被害対策実施隊設置条例

議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第17号 滝川市公民館条例の一部を改正する条例

議案第18号 滝川市こども家庭センター条例及び滝川市保健センター条例の一部を改正する条例

議案第19号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

議案第21号 滝川市陶芸センター条例を廃止する条例

議案第22号 滝川市こども科学館条例を廃止する等の条例

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（航空科学センター）

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（スポーツセンター等）

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（石狩川河川敷パークゴルフ場）

議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）

議案第31号 不動産の無償貸付けについて

以上の14件となっております。

なお、関連議案等は全て歳出関連でありますので、ご留意願います。

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づき3日間で行うこととし、終了時間については遅くとも午後4時をめどに取り進めることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

異議なしと認めます。

よって、このように進めさせていただきます。

次に、審査の進め方について協議いたします。

歳出は款別に、歳入は一括して説明を受けた後それぞれ関連議案を含めて質疑を行うものとしますが、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費については科目が少ないため、関係所管も限られていることから一括して審査することとし、討論、採決については最終日に行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長

そのように決定いたします。

なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に付託事件以外の質疑は行わないようご留意願います。また、1つの答弁に対する再質疑等の回数は特に設けておりませんので、よろしく願います。答弁については、部課長に限らず、内容を知り得る方によって行ってください。マイクのない椅子席の方が答弁されるときには、手を挙げ、委員長の許可を得てからハンドマイクのある机に移動し、所属、職名、氏名等を述べてから答弁をしていただきます。ハンドマイクのある机は両サイドにありますので、どちらで答弁されても構いません。

次に、市長に対する総括質疑については審査日程の終了日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

次に、討論ですが、付託されております14件の議案について一括して各会派の代表の方に行ってもらふこととし、その順位は新政会、市民ネットワーク、会派清新、公明党、寄谷委員の順とすることによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員のみに印刷配付することとなっておりますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係についてお諮りいたします。予定されている資料につきましては既にお手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その必要性を会議に諮り、各所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、そのようにいたします。

まず、冒頭、資料要求をされる方はおられるでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

途中での資料要求は認められませんので、よろしくお願いします。

なしということによろしいですね。そのように確認します。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、日程に従いまして審査を進めてまいります。

総括

委員長

それでは最初に、総括についての説明を求めます。

和田部長

(総括について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、冒頭決定しましたように審査は款別に進めることとなっておりますので、総括については款別にならないようお願いいたします。それでは、質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑なしということですので、これにて総括の質疑を終結いたします。

それでは次に、款別の審査に入りたいと思います。

議会費

委員 長 初めに、議会費の説明を求めます。
寺嶋事務局 長 (議会費について説明する。)

委員 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員 長 質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、そのように決定いたします。
以上をもちまして議会費の質疑を終結いたします。
ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。
休 憩 13 : 13
再 開 13 : 14

委員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
総務費

委員 長 続きまして、総務費の説明を求めます。
和田部長 (総務費のうち総務部が所管する部分、一部他の所管の部分も含めて増減の主なものについて説明する。)

横山部長 (総務費のうち市民生活部に関連する予算について説明する。)

委員 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

山 口 それではまず、69ページのふるさと納税のところですけれども、商品開発・販路拡大等補助金7,000万円ですけれども、ガバメントクラウドで集めたお金の使い方なのですけれども、これはどういう中身なのか、具体的にちょっとお願いをしたいなというふうに思います。
それから、71ページの國學院の共創まちづくりプランなのですけれども、開学50周年ということなので、それに向けてどういう連携強化を図るのか。連携強化を図るといふうにはなっていますけれども、具体的な中身をお願いします。
それと、79ページ、江部乙北部のバスなのですけれども、この地区の今まで乗っていた方に対する告知というか、PR、それからどういう要領でバス運行をするのか、お願いします。
それと、81ページの説明のところの預貯金照会電子化サービス p i p i t L I N Q というふうにありますけれども、これは説明では滞納整理の迅速化と、それから徴収体制の強化というふうにうたっていますけれども、具体的にどういうシステムなのか、ちょっとその内容と、市民に対する効果と職員に対する効果とあると思うのですが、その両方をお願いしたいと思います。

委員 長 4点ということよろしいですか。
それでは、答弁を求めます。

高嶋室長 私のほうから山口委員ご質問の1点目、ふるさと納税に係る補助金についての説明をさせていただきます。
まず、令和8年度から開始を予定しているこの補助金につきましては、ふるさと納税の寄附額向上に向けて新たな返礼品の開発や、既存の返礼品であってもその拡充に向けた設備投資などを支援するもので、その取組を実施する事業者をまず募集をかけまして、市内部で審査を行った後、寄附金の向上に寄与すると認められる事業につきましてはクラウドファンディングを用いてふるさと

納税の寄附金の募集を始めるといふ流れとしております。クラウドファンディングですので、一定程度の目標を達成した場合にその寄附額を原資に補助金を交付するという形にしておりまして、その交付を受けた事業者がそれを基に設備投資を行いながら新たな返礼品などの開発に取り組むというふうな流れになっております。

安樂係長

私のほうからご質問いただきました國學院大學北海道短期大学部共創まちづくりプランの関係で具体的な内容をご説明いたします。

まず、これにつきましては、國學院大學北海道短期大学部にて令和9年度から新たな5か年の中での中期5か年計画というものを策定する予定でございます。それとともに、國學院大學の北海道短期大学部のさらなる魅力化ですとか、大学と地域が共に歩む豊かなまちづくり、そういったものに向けてこの共創まちづくりプランというものを短大と滝川市、また地域が共に歩む内容についてしっかりと策定をさせていただいて、50周年、将来への原動力としていくものでございます。そのプランの期間、今5か年というお話ししましたが、こちらの共創まちづくりプランも令和9年から令和13年までの期間を予定してございまして、その期間の中で実際に行う具体的な取組ですとか推進スケジュール等を掲げるアクションプランとして策定するということを考えてございます。また、この業務につきましては、委託での計画の策定の支援業務ということで、この支援内容につきましては実際のプランの構成内容ですとか、具体的な取組の検討ですとか、実際策定した後の運用方法の検討といったところへの支援ということを考えているところでございます。

西島主査

江部乙北部の代替交通に関する説明をいたします。

PR方法については、広報及び住民説明会を2回程度予定しております。要領については、電話予約による運行を考えております。現在あるバス停の場所を使用して、タクシー程度の車両、小さめの車両を利用して、15丁目から19丁目の滝深線がなくなる、バスが通らなくなってしまう地域のバス停を通って、江部乙中央通まで運行する予定です。ダイヤにつきましては、一応雨竜、妹背牛を通る深滝線につながるようなダイヤを意識して、滝川駅前まで、通常の生活、買物、通院などにつながるようなものを考えております。

野村課長補佐

今ご質問いただきました預貯金照会電子化サービス p i p i t L I N Q のご説明をさせていただきます。

市税の滞納整理の中で、差押えの中で大半を占めるのが預貯金の差押えでございます。財産を特定する調査の中で預貯金調査を電子化する、今まで紙ベースで行ってきた調査を電子化することができるシステムの名称が p i p i t L I N Q というものでございます。NTTデータが提供するLGWAN回線を使用したサービスとなっております、今まで大量の紙で回答が金融機関から来ていたものが作業効率を軽減できたり、これまで1か月程度かかっていた金融機関からの回答が3日、4日ほどに時間短縮することで、我々の調査業務を軽減することが可能でございます。メリットといたしましては、もちろん人件費的な紙を整理する作業や取り込み作業がなくなること、すぐに財産を見つけることで差押えに取りかけられることと、金融機関が紙で回答いただいていた作業が電子化することで金融機関のご負担がなくなるということもこの p i p i t L I N Q の特徴でございます。滞納されている方の財産をいち早く特定できるということも我々のメリットとなっております。

委員長
山口

答弁が終わりました。
再質疑します。

まず、69ページの返礼品のほうですけれども、一応クラウドファンディングで7,000万円集めて、新年度に募集をかけて、それから資格の調査をして、返礼品が人気が出るかとかいろいろあるのでしょうか、それをつくるための機械代も出すということなのですから、これは7,000万円集めてどれぐらいの業者というか、商品というか、そういうのを想定しているのですか。

それと、71ページの國學院ですけれども、50周年の特に記念の大学と連携した事業とかというのは予定があるのかどうか。

それと、周辺の自治体に國學院が滝川にあるというメリットをあまりPRしていないのではないかなというふうに思うのですけれども、こういう機会に周辺の自治体を巻き込むような予定はあるのかどうか、お願いします。

それと、79ページのバスですけれども、これは電話予約制ということなのですから、実際に乗る方の乗車賃というか、どういうふうになっているのか、お願いします。

以上、3点お願いします。

高嶋室長

今予算計上している補助金の予算7,000万円についてですけれども、形としましてはふるさと納税で寄附を受けた寄附額の一部を補助金の財源として使うという考え方でして、その寄附金のどれぐらいの割合を財源に充てるかというところは最終的には8年度に入ってから決定していくところですから、予算案として計上しているものにつきましては他市の事例を参考に寄附額の40パーセントを補助金の財源として活用できるという考え方で整理しております。補助金7,000万円ですので、寄附金としては大体約2億円ぐらいの寄附を集められれば7,000万円ぐらいの補助金の財源が確保できるということになっておりまして、複数の事業者の要望を取りまとめ、寄附額でいくと2億円の寄附額が集まった、それぞれ累計になりますけれども、トータル2億円までいけば補助金の財源が確保できるので、それを基に補助金を交付するというような流れになっております。予算案の想定としましては、これまでの聞き取りも踏まえて3事業者程度の手挙げを見込んで予算案として計上しているところです。

安樂係長

國學院の関係のご質問にお答えさせていただきます。

まず、50周年というところなのですから、実際50周年というのが令和14年が50周年ということで、今回の計画が令和9年から令和13年ということで、令和13年が50年目ということで、50周年は令和14年に何か行うような時期になるというふうに考えているところでございます。実際そこで何をやるかというところの具体性につきましては、今のところまだ定かではございません。今後のまちづくりプランを策定していく中でも、当然50周年に向けた歩みというところをしっかりと確認をさせていただきまして、その中でこういった周年事業の在り方についても短大部様と共に検討が進んでいくものというふうに考えているところでございます。

また、周辺の自治体との連携というところの考えにつきましては、実際今既に近隣、特に中空知の自治体におきましては短大様のほうの知的財産を活用した出前講座の活動ですとか、あとは学生の地域活動といったところも滝川市内を越えてこういった圏域で行われているというような実績もございます。そういったものも踏まえながら、この5か年の計画の中でも当然ながら滝川市のみな

西島主査

らず、中空知の圏域の中で短大にどういった連携をしていただけるかということとはしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

江部乙北部代替交通の運賃ですが、中央バスが現在走っている運賃をベースに現在のところ想定しております。一番安くて240円、高くても360円程度を見込んでおります。

高嶋室長

先ほどご説明させていただきました部分に若干不足もありましたので、補足で説明させていただきますと、現在ふるさと納税、例えば1,000万円の寄附を受けた場合、5割以内が品代を含めた経費になりますので、約500万円が経費として支出されると。残りが純粋に市の基金に積み立てる額として残る形になっていきますけれども、先ほどのクラウドファンディング、4割という説明をしましたが、クラウドファンディングでやる場合、例えば1,000万円の寄附に対しては500万円、こちら5割が経費で飛ぶというところ、費用として支出するという部分は変わらないのですけれども、これまで残り5割の部分を市のふるさと基金に積んでいたのですが、残り5割のうち4割分までを財源として補助金に充てる、400万円分まで補助金に充てるというような考え方になっていまして、例えば手挙げをしてきた事業者が400万円の設備を導入すればふるさと納税の新たな返礼品の開発ができますよということであれば、逆算になりますけれども、400万円の設備投資が必要であればふるさと納税の寄附額の目標は1,000万円と設定をして、クラウドファンディングを募集すると。募集した結果寄附金が集まれば、それを財源に400万円を上限に補助金を支出するというような流れで考えております。そのほか質疑ございますか。

委員長
藤田

それでは、5点ほど質問させていただきます。

1点目、67ページの統合仮想化基盤賃借料とあるのですが、これは具体的にどういったものを賃借するのかというのを教えていただきたいのが1点。次に、69ページ、LINE市役所システム使用料とあるのですが、これは公式ラインのスマート公共ラボというようなシステムに関するシステム料なのかと思うのですが、それについてちょっと教えていただきたいです。そして次に、3点目、71ページの「広報たきかわ」作成業務委託料とあるのですが、これって紙代とか配送料とか、そういうのも全部含まれているのか、ちょっとそこも教えていただきたいです。

次に、4点目、73ページ、庁舎照明LED化賃借料とあるのですが、これは借りるのですか。これは毎年かかるのかというのもちょっと教えていただきたいです。

最後に、これは5点目、75ページです。旧スマイルビル囲い込みパネル固定用ベース材賃借料、これも借りるのですか。これは買ったほうが安いのかちょっと分からないのですが、どういうことなのか具体的に教えていただきたいです。

委員長

5点と確認してよろしいですか。

それでは、答弁を求めます。

宮本係長

今いただきました1点目と2点目についてご回答いたします。

まず、1点目の統合仮想化基盤賃借料ですが、こちらは職員が使っているメールですとか、あとグループウェアといった庁内で使っているシステムを乗せている機械、サーバーというのがあるのですが、そのサーバーの使用料となります。

2点目のLINE市役所につきましては、ご質問にもありましたとおり、今年度導入したスマート公共ラボの使用料となります。

前田課長補佐 広報の作成業務委託料の内訳ということなのですが、こちらのほうには実際の紙代といいますか、印刷の経費、それから一部委託で業者のほうに作成してもらっているページがありますので、その委託料も含んだ作成料、それからあと広報を発送する際に町内会等の単位ごとに梱包を行うのですが、その梱包の作業費、それとあと町内会配布ではなく業者配布をしてもらっています配布の委託料というものが含まれております。

安樂係長 ただいまご質問にありました庁舎LED化のことにつきまして、賃貸借されるのかということですが、こちらにつきましては庁舎全体の蛍光灯、あと誘導灯、避難灯含めた蛍光管等につきまして長期5年契約でリースを進めまして、5年経過した後に市の所有物となるということで確認しております。

山下課長補佐 旧スマイルビルの囲い込みパネル固定用ベース材については、今年度設置をした仮囲いの床に設置をしてあるおもしろのベース材になります。これは、囲い込みパネルを設置する際に通常であればその裏面に単管を打ち込んで固定をするのですが、旧スマイルビルの建物に隣接したところに設置をしていますので、床がタイル敷きになっていて、単管が入らないということもあって、おもしろなるH鋼の鉄骨材を敷いて、それに単管を留めているという構造になっています。このH鋼の鋼材については、通常建設工事で使われる山留め材を使用していて、一般的に市場で販売されているものではなく、通常リースで建設工事ごとに借り入れるものになっておりますので、今回もあのパネルのベース材のみ賃貸借というような取扱いで設置をしたという経過になっています。

委員長 藤 田 答弁が終わりました。

それでは、2点再質問させていただきます。

1点目、LINE市役所システムの使用料についてなのですが、このスマート公共ラボのシステム、すごく分かりやすく使いやすいなと思うのですが、実際の滝川市のラインの登録者を調べると大体8,000人から9,000人ぐらいだったと思うのです。なので、せっかくいいシステムなのに登録者がこのぐらいしかいないというのは、せっかく予算を使ってやっているのにもったいないかなと思うのです。なので、もう少し登録者数を増やす何か取組とか、そういうこのシステムをより広げることというのはどう考えているのかなというのを1点伺いたいと思います。

そして、もう一点なのですが、これは広報たきかわの作成業務委託料についてなのですが、私の家に広報たきかわが届いていないのです。多分こういった例が結構あるのではないかな。恐らく作られて、せっかく作成されて、部数とかあるのに届いていないとか見られていない、そういうロスが生じているのではないかなと思うのですが、それって把握しているのか。

また、それを例えば電子化にして、そういった紙のロスを減らすとか、そういった考えとかがあるのかも伺いたいと思います。

宮本係長 LINE市役所のことについて回答いたします。

登録者数ですが、先ほどおっしゃったとおり、今8,000人から9,000人程度の登録者数で、現在の利用状況としまして子育て世帯中心に若い世代向けのものが多く使われているというところもありますので、そういったサービスの拡充ですとか、広告ですとか載せる中で少し友達を今後増やしていくという

のと、利用者状況についてもどんな方が登録しているかというところはデータで集まっていますので、そういったものを参考にしながら今後拡充を進めていきたいと思っています。

前田課長補佐

まず、広報が届いていないという件なのですが、現在広報の配布は町内会配布及び業者委託の配布という2点に分かれております。ちょっと町内会配布のほうなのか業者委託配布なのかによってまた分かれてはくるのですが、町内会配布の場合班長等が替わった場合に配る範囲というのが抜けてしまったりですとか、また引っ越し、転入、転出があった場合に抜けてしまうという可能性はありますので、藤田委員のお宅に届いていないというのはちょっと個別にまた後でお話をさせていただくといたしまして、正直届いていないというお声をいただかないとこちらのほうでは分かりかねる部分もございます。その分につきましては、ご連絡をいただきましたら個々に対応させていただいているところであります。

あと、インターネット等の活用ということなのですが、広報たきかわはホームページ等でも御覧いただくことができるのと一部そういう広報を見れる専用のサイト等も利用しております。ただ、今年度広報のアンケートを行ったのですが、無作為の市民にアンケートを行いました、まだやっぱり8割、9割の方が広報を紙で御覧になっているという方がいらっしゃいますので、インターネット等は今後も併用して活用はしていきますが、紙での配布というのは必要であるというふうに考えております。

委員長

答弁が終わりました。

寄 谷

そのほか質疑ございますか。

3点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目、説明していただきたいのですが、71ページの國學院短期大学部のプロモーションプロジェクト補助金とあるのですが、ちょっと中身が分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、73ページ、一番下にある旧スマイルビルの解体工事の実施設計に入るということなのですが、スマイルビルの解体については公共施設個別施設計画の前期計画の中で遂行するというところで行われていると思います。これについては、予定されている計画を全て遂行しても令和17年度に基金残高が30億円残るということで先日説明があったのですが、小規模ホールの件について市長のほうで前期計画の中で考えているというお話がありました。これが具体化したときに基金残高として予定されている30億円に入らないで収まるのか、それについて疑念が生じてくるというか、それが一定の対応力があるということでしたが、もしそれを超える場合であればどれを優先するのかという判断がまた必要になってくるかなと思いますので、その辺についてどう考えているのかちょっと伺いたいと思います。

あと、75ページ目のところで同じく旧スマイルビルの解体工事の支援業務委託料というのがあるのですが、支援というのはどういう中身なのか伺いたいと思います。

以上、3点です。

委員長

寄谷委員、ただいまの質疑の中で73ページのスマイルビル解体に関しての質問はよろしいかと思うのですが、小規模ホールとの関係ということになってくるとまだ先の決まっていない内容なので、この点については答弁できないのでは

ないかと思うのですが、質疑の内容をちょっと精査してもらえますか。

寄 谷 もしこのまま計画を進めて、後々ホールを造ったときに基金がどうか、財源がないという事態が起こったらまずいと思うのです。だから、財源がちゃんと確保されているのを前提にして前期計画というのは進んでいると思いますので、それについてどうなのだろうとちょっと疑問があったものですから。

委 員 長 言わんとしていることは分かるのですが、今予算審査の中においてスマイルビルの解体業務についての委託料の内容ですので、小規模ホールのことを持ってくるるとまた話が違ってくる内容になってくるので、多分それとの兼ね合いでという答弁はこの場ではちょっとふさわしくないので、解体費用のことに限っての質疑に変えていただけないでしょうか。

寄 谷 質疑としては、取り下げる形になるかなと思うのですけれども。

委 員 長 取下げということでよろしいでしょうか。小規模ホールとの関係ということになると、ホールについての何かがここに出てきて、それが予算化されているということであれば、それはまた質疑の内容としては構わないのですけれども、小規模ホールとの関係ではなくて、あくまでもここでは解体実施設計の委託料ということですので、小規模ホールとの兼ね合いということになるとちょっとこの場では質疑としてはふさわしくないのかなと。別の場で、一般質問なりで質問していただくほうがいいのかと思います。

安樂係長 それでは、2点に限って質疑がされましたので、答弁お願いいたします。

國學院大學北海道短期大学部プロモーションプロジェクト補助金の内容についてご説明させていただきます。

この取組につきましては、北海道短期大学部様のほうで実施する内容への補助ということで、大きく2点の取組になります。1点目がマスメディアでのPR事業ということで、学生募集に係るPRコンテンツをまず作成をさせていただきまして、それらをテレビ、ラジオのCMですとか番組でPRをしていくといった点でございます。2点目が学生募集活動の強化ということで、SNSを活用したPR戦略の検討、試行等を取り組んでいただくという点と、あとは北海道内への進学相談会の出展ですとか高校訪問の強化等といったところをご支援させていただくというものになっております。なお、テレビ、ラジオのCMにつきましては、令和7年度につきましても実施をさせていただいてございまして、時期としては10月と年明けの1月、2月の間に注力、展開したというところでございます。北海道短期大学部様のほうでは、こういったところの成果等も踏まえて、令和8年度、こういったところでアプローチをしていくかしっかりと考えていきたいというところでございます。

山下課長補佐 旧スマイルビル解体工事实施設計支援業務につきましては、先ほど73ページの設計業務の委託料の部分の質疑もございましたが、この旧スマイルビル解体工事实施設計業務を発注するに当たっての発注者側に対する支援の業務になります。発注に係る仕様書の精査、また発注後における履行の確認、あとは助言、またこれらの業務が解体工事に向けて実施をする業務ですので、解体工事に向けたプロセス、スキーム等に対する助言であったり、素案の提案等を行う業務がこの支援業務という形になります。

委 員 長 答弁が終わりました。

寄 谷 再質疑を1点だけします。

國學院短期大学の学生募集でのPR活動をしていくということで、テレビ、ラ

ジオ等を活用するということだったのですが、最近の若い方というのはテレビとか見ないというふうに聞いていますので、入学された方についてどういうものを見て國學院を希望しましたかというアンケート活動をして、PR活動、何が有効なのかというのを今後検討する材料にしていく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

安樂係長

ご入学された方々から実際にどういったデータを取っていくかというところの趣旨かと思うのですが、今すぐにそれをやるかやらないかというところはちょっと明言できないところもありますが、そういったご意見を賜りまして、短大部様とも情報共有して、効果的な取組を進めさせていただければと思います。テレビ、ラジオの部分で学生本人が見られないということもあったのですが、令和8年度につきましてはそれに加えて、先ほど申し上げたとおり、SNS等の活動も検討してまいりますので、その辺も含めて進めてまいります。

委員長

答弁が終わりました。

三上

そのほか質疑ございますか。

2点質問させていただきます。

67ページの病院の経営強化プランの関係です。これが多いときで2,000万円超える金額があったと思うのですが、半額になった理由を教えてください。

それから、75ページの旧文化センターの国有地賃借料の関係、180万円の賃借料の関係です。これは、毎年度毎年度180万円ずっとこのまま継続的に取られていくのでしょうか。その確認です。

高嶋課長補佐

私のほうから三上委員ご質問の市立病院の経営強化プランについてご回答させていただきます。

令和7年度については、この経営強化プラン支援業務で毎月監査法人のトーマツに滝川市に訪問いただいて、各種業務をサポートしていただいておりますが、令和8年度からはおおむね隔月の対応で進めるということで予算として計上させていただきます。こちらについては、市立病院とも協議の上、令和8年度からの199床化の取組を進めるに当たってどの程度の頻度での滝川への訪問が必要かということと、今この時代、メールやリモートでのやり取りも十分可能ですので、そういったところも踏まえましておおむね隔月の訪問対応ということで、この予算計上とさせていただきます。

細川係長

文化センターの敷地料、賃借料についてご説明いたします。

180万円毎年かかるのかということなのですが、土地の上に旧文化センターの建物が建っている間は、北海道財務局のほうに毎年180万何がし、金額がかかってくるようになります。

三上

病院の経営強化プランの関係ですが、隔月になったからほぼ半額になったという。ただ、一方で病院の経営改善を図っていかなければいけないと強く言われています。その中で半額にして隔月にする。ちょっと整合性が取れないかなというふうに私は思いますけれども、その辺がまず1点です。

それと、文化センターの賃借料の関係ですが、これは文化センターを取り壊さない限り永遠に続くということですね。その確認です。

高嶋課長補佐

市立病院の経営強化プラン支援業務の関係ですが、確かに訪問回数は約半分になりまして、金額も半額近くになっているところではありますけれども、決してそれによって支援内容が少なくなるというわけではなくて、令和8年度実施した取組を精査した中で、さらに令和7年度は199床化実施後の状況の確認

細川係長

だったり、受診の状況なども踏まえながらサポートしていただくこととしておりますので、決して金額が半額になったから市からの支援業務による支援が弱まるというような考え方ではありません。

委員長
副委員長

旧文化センターの賃借料についてなのですが、まず令和7年の10月に北海道財務局のほうから土地の購入、鑑定評価が終わって、売買代金の提示がされました。それが4,330万円ということで、市が想定しているものよりも3,000万円高かったのです。それで、購入のほうはちょっと難しいかという結論になりましたので、建物が建っているうちは永遠に続く形になります。

そのほか質疑ございますか。

私のほうから大きく1点、4つ伺います。

69ページ、先ほど山口委員からもご質問がありました商品開発・販路拡大等補助金について、ご説明を受けたのですけれども、将来に向けた投資的な意味合いであるということとはよく理解しておりますけれども、7,000万円の補助金で、おおむね3事業所に2億円の寄附額を目指すというふうになっていますが、これは初年度に、令和8年度に目標を達成すれば2億円当たりの返礼品がマックスで6,000万円、募集費用がマックス5割までですから4,000万円と。それで、支出する補助金が7,000万円となるので、歩留りというか、最終的に滝川市の手残りが3,000万円というような認識で問題ないのか確認させてください。これが1点目です。

2点目なのですが、そもそもどのような経緯でこの補助金が創設に至ったのかという部分で、市が独自に検討して実施するのか、事業所とのやり取りからの要望から実施するのか、または省庁やコンサルタントの干渉による実施なのかというのをちょっと確認させてください。

3点目なのですが、これからのことだとは思いますが、市内事業者へのこういうことをやりますというアプローチ方法をどのように設計していくのかなというのを聞いておきたいなと思ひまして、これは仮に特定の団体、振興公社やふれ愛の里、地域おこし協力隊関係者などに偏ると、市民から身内びいき、不公平と受け取られるようなおそれがあるのではないかなと思うので、公募方法、審査基準、第三者性の担保など公平性を確保する仕組みというのをどのように設けていくのかなというのをちょっと確認しておきたいなと思ひます。

あと、最後なのですが、山口委員の質疑のご答弁で、何やかんやあって、補助金をもらった事業者が設備投資にするとというふうにいただいています。ここからちょっとお伺いしたいのが、総務省はかなり返礼品の金額3割、5割ルールに厳格化してしまっていて、総務省の考え方としては返礼品の実質的な原価を重視しているというふうなことなのです。これはどのような設備投資をするかというのは、例えば総務省では製造設備の導入補助であれば5割のルールに引っかかってしまうというのがありますので、この辺やりました、返ってきました、では補助金を出します、設備投資しましたというのを事業所にきちっとこれはこういう設備投資しないでくださいねとか、はたまた追跡調査の体制はどうなっているのかというのは、どういう人員を割くのかというのでも確認しておきたいです。

高嶋室長

今福井委員からありましたふるさと納税関連の4つのご質疑に対してお答えさせていただきます。

1点目のガバメントクラウドファンディングによる寄附額の用途の内訳というところだと思いますけれども、まず例えば2億円の目標寄附額に対して5割までが品代などの経費となりますので、1億円が経費として支出する形になります。残り5割のうち今時点4割が補助事業の財源として考えていますので、細かく計算すれば財源としては8,000万円程度にはなりますけれども、4割としたら8,000万円が補助金の財源、残り2,000万円がこれまで、今募集をしているようなやり方のふるさと基金への積立てとなりますけれども、今おおむね4割制度設計はしていますが、これまでの事業者からの積み上げでは希望は積み上げで7,000万円というところですので、予算計上は7,000万円の補助金、そういう意味では1億円に対しては残り3,000万円は基金への積立てということになります。

続いて、2点目の補助金をつくるに当たっての経緯ですけれども、こちらについてはふるさと納税推進室として中間事業者も含めて室設置後からかなりの事業者を訪問して、意見を聞いて回ってきております。そのような中で現状の設備では難しいという声をかなり聞いておりまして、そのような中で全国のふるさと納税を活用したいいろんな事業を勉強していく中で、今予算計上させていただいた補助金の仕組みを導入して、新たな返礼品の開発とかに取り組んでいる自治体がありましたので、そこを参考にふるさと納税推進室発案でこの事業を創設に向けて予算計上させていただいているという経過になっております。

続きまして、3点目の市内事業者へのアプローチというところですが、こちらは特に当然偏った広報の仕方はするつもりは全くありませんので、新年度に入りましたら具体的な制度設計を行いまして、制度設計が整った後に当然市ホームページのPRも含め、関連する事業者へ例えば商工会議所様などの協力なども得ながら広く周知を図ってまいりたいと考えております。

最後の設備投資の部分のご質疑でしたけれども、こちらの、福井委員からご質疑の中にあつた話の総務省からの話というところがこちら認識できておりませんが、基本的に総務省が制度上駄目ですよと言っているのは、既存の返礼品の例えば品代を下げるために下げる分相当分を補助金として出すという方法は基準違反ですということを言っておりますので、将来のふるさと納税返礼品開発に向けて事業者が設備投資を目指しますという取組を支援することに対して総務省はそのやり方が駄目だということを言っているのはこちらは認識しておりません。

委員長

答弁が終わりました。

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑の留保なしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

以上をもちまして総務費の質疑を終結いたします。

これより所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 14:15

再 開 14:20

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

委員長 続きまして、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求めます。

和田部長
委員長 (消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費について一括して説明する。)説明が終わりました。

藤 田 これより関連議案第16号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。1点、職員費の163ページ、職員費で質問があります。これ駅周辺整備部の人件費の総額をこの職員費の中でちょっと知りたいのですが、教えていただけますか。

須藤課長 個別の部ごとの職員の給与という部分についてはお示しすることができませんので、ご了承いただきたいと。今積算しているものがございませんので、ご了承いただきたいと思います。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑の留保なしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

以上をもちまして消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費及び関連議案第16号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 14:24

再 開 14:27

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生費

委員長 続きまして、民生費の説明を求めます。

鎌田部長 (民生費の福祉部所管の部分について説明する。)

景由部長 (民生費の健康こども未来部所管の部分について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより民生費における関連議案第18号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 私からは、2件ほど質問させていただきます。

まず、1点目ですけれども、参考資料27ページの新規事業、地域生活支援拠点等整備事業について伺います。この事業内容は、どのようなものなのでしょうか。これをお聞きします。

2点目、予算書99ページに示されている児童家庭相談システム構築委託料について、この事業の詳しい内容をお聞きします。

2点、よろしくお願いします。

谷内係長 木下委員からご質疑ございました地域生活支援拠点等につきましてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、障害者総合支援法にて市町村に設置が努力義務となっている事業であります。障がい者本人やその支援に当たるご家族等の高齢化に伴いまして、ご家族等の入院や死亡によって現在の住環境での生活が困難な状況が予期される障がい者の方々に対応するためにコーディネーターを配置をしまして、事前の相談対応であったり、グループホームや入所施設への入居支援を行うとともに、仮に緊急的に入所が必要な場合もございますので、そういっ

たことに対応することで地域全体で障がい者の生活を支える体制整備を目的としている事業でございます。計上した予算につきましては、相談支援や緊急対応を行うコーディネーターの人件費等の金額となっております。市がグループホームですとか入居施設ですとか国が定める障がいサービス事業所と連携体制を構築することで国から2分の1、北海道から4分の1の補助を受けることが可能ですので、体制構築に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

松本係長

木下委員から質疑のありました2点目の児童家庭相談システム構築委託料についてお答えいたします。

児童家庭相談システムについては、システムそのものと、あとはそれに使うパソコン、タブレット端末などの導入の費用とシステムの運用費用ということ想定しております。

委員 長
山 口

ほかに質疑ございますか。

それでは、89ページですけれども、まず補聴器の助成なのですけれども、軽度ということ、この区分の方法は診断書か何かでなるのでしょうか。

それから、仕組み自体が補聴器の金額のパーセントで補助するのか、それとも一律幾らで補助するのか、それと積算では17万8,000円なのですけれども、想定、どれぐらいの人数を考えているのか、お願いします。

それと、非常電源なのですけれども、日常生活用具購入等扶助に入っているのだと思うのですけれども、非常電源を使う病気を指定しているのか、それとも機械を指定しているのか、その辺の判断の仕方、それからどういう運用をしていくのか、募集方法を含んで。多分保健所から資料をもらうのだと思いますけれども。

それから次、97ページの病後児保育ですけれども、拡充するということなのですけれども、拡充に至った理由、経緯、どうして拡充になったのかという。保育所に入っていないなくても市内在住の方はいいよということになるので、いいのだなとは思っているのですけれども、その辺の拡充の要因と、それから保育所にいない人に対するPRというか、告知を広報とかです思うのですけれども、その辺をいつからどういうふうにするのか、お願いします。

委員 長

3点の質疑でよろしいですね。

答弁を求めます。

谷内係長

まず、軽度、中等度の補聴器助成事業についてご説明いたします。

こちらにつきましては、まず診断、どういった形で判断をするのかといったところですが、こちらは市が定める医師の意見書によって支給可否については定めていくという形になっています。こちらの制度につきましては、基本的に補聴器の助成事業といいますのは身体障害者手帳に該当している方、この方が補装具という制度に基づいて支給を受けるのですけれども、今回新規事業として上げているものにつきましては両耳の聴力レベルが30デシベル以上、これが一般的に軽度難聴というふうに言われますので、こういった方々に対しまして診断書、身障手帳を持っていて、補聴器の購入費と同じような基準で補助を行わせていただくという形になります。補装具の制度につきましては、補聴器の種類等いろいろありますので、補聴器の基準に合わせて金額が定まっていますので、その基準で必要な金額を助成させていただきます。お子様の保護者の方が課税世帯でありましたら、その基準額の1割を自己負担、非課税の方に

については自己負担はないといった形で対応させていただきたいというふうに考えています。

続きまして、非常用電源装置の購入費の助成事業につきましては、こちらにつきましては用具を実際に使用している方を制度の補助対象というふうにしていきます。確認の仕方等につきましては、実際に医療機器を既に市が使っているというのを把握している方、そういったものの支給実績がある方につきましてはこちらのほうで確認が取れますし、北海道の在宅酸素ですとか使っている方につきましては北海道の在宅酸素の濃縮器の助成を受けている、こういった証明をもって支援をさせていただく。それで、医療機器を使っていることを確認をして、支給をさせていただくというような形の制度になっています。

最後に、軽度、中等度のほうの、3件という見込みの件数ですけれども、こちらにつきましては実際に市が今把握している必要な方というのは1件という把握をしてございます。こちらは、実際に窓口にそういったご相談に来られた方が1名ですので、その方、そして同じように制度をしているほかの自治体の支給実績からおおむね3件ほどという形で予算のほうは見込ませていただいております。

井谷主幹

ただいまご質疑のありました病後児保育についてお答えさせていただきます。拡充に至った理由ということについてですけれども、こちらの点につきましては過去に幼稚園を利用している保護者の中にも今の時代は預かり保育などを利用しましてお仕事をされている方がたくさんいらっしゃることから、幼稚園に通園されている保護者の方、お子様も利用できたらいいというご意見をいただいた経過があります。あと、このたび子育て支援の拡充ということを考えてまして、就労している、していないにかかわらず、どの世帯のお子様も同じようにこの制度を使っていただくことで精神的な不安の軽減ですとか就労に対しての不安の軽減ということで拡充をしようということで、今回制度の拡充を決めさせていただきました。

PRについてなのですけれども、今回対象年齢も1歳からということにしていたところ、生後6か月からということで対象年齢の拡大もしようということで今制度を進めておりますが、保育所にいない方にも幼稚園に通っている方にも広く周知したいと考えておりますので、広報たきかわのほうの準備、あとホームページの準備、幼稚園などにも説明などさせていただいて、各施設のほうにもPRのチラシですとかポスターなど貼らせていただいて、周知していきたいと思っております。

谷内係長

軽度、中等度の補聴器助成事業について先ほどの答弁で漏れていた部分がありましたので、ご説明させていただきますが、この制度につきましては身体障害者手帳に該当しない方を制度として対象にしておりますので、その分ちょっと補足させていただきます。

山 口

1つ、病後児保育の拡充で受入れ側のキャパというのはどういうふうになるのですか。

井谷主幹

受入れ側のキャパということのご質疑にお答えさせていただきます。

中央保育所のほうで病後児保育のほうをさせていただいております。1日の定員をおおむね4名ということで設定をさせていただいておりますが、利用人数のほうは年間を通して大体40名から50名ほどということで、市民全体を対象を拡充したとしても受け入れられるのではないかと考えております。

委員 長
寄 谷

あと、基本的には事前に登録をしていただいて、予約制ということになっておりますので、保育所のほうでそちらのほうは対応していきたいと思います。

そのほか質疑ございますか。

2点伺いたいと思います。

1点目は、99ページ目のところで放課後児童クラブなのですが、昨年から1館について民間活力を導入されていると思いますが、1年たってその実績がどうだったのか、ほかのところに広げていくもの等があれば伺いたいと思います。あと、もう一つはちょっと探し切れないのですが、要保護、要支援家庭への緊急対応事業というのがあると思うのですが、どういうものを想定すればいいのか、虐待なのかどうなのか、ちょっとどんな事案があるのか分からないので、教えていただきたいと思います。

以上、2点です。

伊藤係長

まず、1点目の学童クラブの委託の関係になります。実績というところになりますけれども、評価というところで回答させていただきますけれども、今回花月地区児童センター及び花月地区放課後児童クラブの運営を委託させていただいております、運営に係る職員の確保から業務の範囲としておりまして、安定的な運営を行っていただいております。子供同士のトラブルに当たっても真摯に対応いただいております、必要に応じて学校への情報共有ですとか市への報告もいただいております。また、市内6か所の放課後児童クラブ全てに今年度ICTシステムを導入いたしましたけれども、子供たちの活動の様子を積極的にアプリのほうに配信しております、利用する保護者からも大変好評いただいているといった実績がございます。一方で、子供に対する指導などに当たりましては、教職員経験がある者に関しましては適切に指導いただいているかというふうに見ておりますけれども、新たに採用した職員の中で未経験の者もおりますことから、全体的な指導力についてはまだ課題が残っているところがあります。今後の広がりについてということになりますけれども、こちらに関しましては市全体の財政状況も踏まえながらの検討という形になりますので、現段階では広げるか現状のままかということはまだ決まっていないところになっております。

松本係長

2点目の要保護、要支援家庭の対象はどのような家庭かということのご質疑にお答えいたします。

こちらは、こども家庭センターで取扱い、対応している主に児童虐待を含む要保護家庭、要支援家庭への支援を想定しております。主に要保護、要支援といえますと、保護者のほうで適切に養育ができていないですとか、養育のためにこちらからの指導が必要ですとか、そういうことが特に認められる家庭というふうに設定しております。

寄 谷

2点目の要保護、要支援家庭への対応ということなのですが、虐待とかがあればお子さんというのは家庭から離れてどこかの施設で預かるということになるかと思うのですが、それは市内でそういう保護する施設というのはあるのでしょうか。どこかほかのまちでの保護になるのか、ちょっとその辺だけ確認したいと思います。

松本係長

虐待が起こった場合に施設に預かるかということなのですが、基本的には子供の権利擁護も含めてご家庭での養育というのが望ましいとは思いますが、一時保護が必要となった場合には滝川市内というよりは岩見沢のほうにあ

ります一時保護所ですとか、あとは児童相談所のほうで対応する中で里親のほうに一時保護委託をしたりという形で、今のところ市内でお預かりするような施設はございません。

委員 長
藤 田

そのほか質疑ございますか。

それでは、1点質問させていただきます。

95ページの（仮称）子育てと健康の拠点複合施設整備に要する経費についてご質疑させていただきたいのですけれども、この整備に要する経費でも防衛省の補助の対象になるのかちょっとお伺いしたいと思います。

高橋室長

今のご質疑ですけれども、防衛省の補助というのはあくまでも施設整備に係る部分でして、来年度予算の中では設計の部分になります。それ以外の移転先の工事経費等は対象外です。

藤 田

再質問1点……

（「対象外」と言う声あり）

藤 田

それでは、1点させていただきたいのですけれども、対象外とのことだったと思うのですけれども、では実際にこの施設が建てられるとなつて、今補助金を多分申請している状況なのかなと思うのですけれども、これがもし補助採択されなかった場合は停止するということだったと思うのですけれども、その場合今回これからかけるこの経費はロスというか、無駄になってしまうのかどうか、ちょっとそこを1点確認したいと思います。

高橋室長

この事業の実施の前提といたしましては、先ほどおっしゃられたとおり、この新年度予算の可決と補助金の採択というところとなっております。採択されなかった場合は、この予算の執行はしないという形になります。

委員 長
三 上

そのほか質疑ございますか。

1つ増えたのですけれども、いいですか。まず、97ページの、先ほど山口委員から質疑がありましたけれども、病後児保育の関係です。これは、先ほどのご説明だと1日4名が限度だよと。年間で40から50と見込んでいるということです。これは、対象は5歳児以下になるのかなというふうに私は考えておりますけれども、インフルエンザだとか、そういう特定の期間に集中する可能性があるのです。延べで考えないで、そういう時期に増えるような形というのは取れないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと、2点目です。101ページの生活保護の関係の進学・就職準備給付金の関係です。今3月中旬です。4月に入ったらすぐにも進学とか就職が来るわけですけれども、これは大体いつ支給予定で考えているのか伺いたいと思います。

委員 長

2点でよろしいですね。

（「はい」と言う声あり）

井谷主幹

三上委員からいただいたご質疑の内容としましては、インフルエンザなどの感染症などがはやっている時期の定員を増やせないかということではよろしかったでしょうか。病後児保育室というものが中央保育所の中にございます。そちらの施設の面積ですとか、あと保育士、看護師の配置が必須となりますことから、本来であれば希望された方を皆さんお受けできればよろしいのですけれども、ちょっと配置の人数、国の基準、保育所の基準というものをまず守った中でお預かりすることになりますので、希望の方が倍、8人とか5人と来た場合の受入れはちょっと難しいかなと思っております。ただ、万が一兄弟の方で同じ病気でインフルエンザにかかっていると。ほかの利用の方が3人いらし

て、ご兄弟が2人来た場合とかというふうになりますと、あとはそのときの保育所の状況、お子さんの様子を見ながら保育所のほうで判断して対応していただくことになると思います。

半澤係長

進学準備、就職準備給付金につきましては、対象者がまず高校3年生の方で、進学もしくは就職が決まった際にお引越を伴う場合は30万円、そのまま世帯にとどまる場合は10万円というふうに決められております。通常ですと、支給の時期につきましては申請をいただいてから2週間程度で支給をしております。通常お引越をするもしないも2月、3月ぐらいに決まるというものになりますので、その時期ぐらいに申請をいただいて、2週間程度で支給をするというような形になっております。

井谷主幹

先ほどの説明に少し補足をさせていただきたいと思いますが、子供たちの年齢に対しての保育士の配置基準というものがございまして、おおむね4名とさせていただいている理由としましては、4名まではお預かりできるかなというふうには思っておりますが、同じ日に6か月のお子さんが4名ということになると、ちょっとお預かりが難しいこともあるかなというふうには想定しております。事前の予約の段階でお子様の年齢ですとか病院からの意見書というものを医者様から頂きますけれども、その症状によって保育所の保育士と、あと看護師と相談しながらその日の受入れ人数は多少増減するというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

委員長

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

以上をもちまして民生費、また民生費における関連議案第18号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 15:02

再 開 15:04

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで先ほどの答弁の中で健康こども未来部長より答弁の訂正がございますので、それを許可したいと思います。

景由部長

先ほどの藤田委員のご質疑の中で(仮称)子育てと健康の拠点複合施設整備に要する経費、設計業務についての補助対象についてのご質疑がありましたけれども、ちょっと紛らわしい答弁でしたので、一回整理をさせていただきたいと思いますけれども、設計については補助の対象となります。平米の上限額の対象になってきます。それ以外の移転等に係る経費については、対象外ということで答弁を修正させていただきたいと思います。

委員長

藤田委員、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う声あり)

衛生費

委員長

それでは、引き続き衛生費の説明に入ります。衛生費の説明を求めます。

景由部長

(衛生費の健康こども未来部所管の部分について説明する。)

横山部長

(衛生費の市民生活部所管の部分について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより衛生費における関連議案第18号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

山 口 109ページ、環境衛生費の中の特定空家等除却工事ですけれども、まず情報収集はどういうふうにするのか。見回りの人とか、あと町内会とかいろいろあると思いますけれども。

それと、どういう条件に当てはまると認定されるのか、それと工事の内容ですけれども、廃材も片づけて、整地までするのかどうなのか。恐らく清算人も今度つくるのだから、土地も売却するということになるとどこまでやるのか教えてほしいと思います。

委員長 1件3項目でよろしいですか。

(「はい」と言う声あり)

委員長 答弁を求めます。

田上課長 今回の除却のご質問ですが、除却の対象となる空き家につきましては、既に危険空き家として我々のほうで認定をさせていただいている空き家の中から選定をさせていただく予定でございます。ですので、既に空き家であること、一定程度危険性が高いものであることを確認しております。工事の内容につきましては、更地にするところまで検討しております。更地にした結果、競売等にかけるような状態まで検討しているところでございます。

委員長 対象となる空き家に対しての情報収集については、どのようにされるのか。

田上課長 空き家としての情報収集ということでよろしいでしょうか。

委員長 当てはまる要件。

田上課長 今回対象としている物件につきましては、既に空き家と、過去に空き家として認定をさせていただいている所有者がいない物件でございまして、そちらを今回危険空き家として認定をさせていただいている物件となっております。対象としては既に……すみません。空き家として認定をさせていただいている物件でございます。

山 口 所有者がいない物件でも例えばすごく立派な家もあるだろうし、そうでないところもあるかもしれないですけれども、危険空き家に認定をしたという条件というか、それはどういうことが当てはまれば危険空き家になりますか。

委員長 危険空き家の認定条件ということ。

答弁を求めます。

種田課長補佐 危険空き家の認定条件といいますと、例えば今回に限って言うと所有者不特定の空き家になるのですが、その住宅が近辺、周辺に危険が及ぶような状態であるもの、家屋の倒壊ですとか雑草の繁茂等、周辺の住宅に影響を与えるような建物に対して今回は特定空家として認定させていただいて、除却工事のほうにいきたいと考えております。

委員長 そのほか質疑ございますか。

藤 田 それでは、大きく3点質疑させていただきます。

まず、1点目、105ページ、保健衛生対策に要する経費の中で中空知広域水道企業団負担金の額があるのですけれども、この額というのはどういった基準でこの額になっているのかもし把握しているのであれば、教えていただきたいです。

次に、2点目、107ページ、母子保健指導事業に要する経費の中の不妊治療助成金のこの額なのですけれども、これは需要に対してこの額で十分なのかという、

どういう基準でこの額が設定されているのかというのをちょっと教えていただきたいです。

次に、109ページの空家等の適正管理に要する経費の空家等対策計画改定委託料につきまして、この計画の具体的な内容とどういった取組があるのかというのを伺いたいです。

以上3点、お願いします。

林 係 長

ただいまの質疑のうち中空知広域水道企業団の負担金について回答させていただきます。

こちらの負担金につきましては、福祉減免の補填分と消火栓等の経費ということで支出しているものになるのですけれども、このどちらにつきましても広域水道企業団のほうで試算した数値を負担金として計上しているものです。

荒町係長

2点目の不妊治療助成金についてなのですが、不妊治療助成金は2種類ありまして、特定不妊治療と先進不妊治療があるのですが、額が大きいのが特定不妊治療になりまして、そちらがAからGまで治療区分があります。それは医師が判断するものなのですが、AとBに関しては上限が10万円、C以降が上限が5万円になっていまして、過去2年間の経過を見たところ、この人数とこの金額で大丈夫ということで今回上げています。

種田課長補佐

3点目のご質疑について答弁させていただきます。

計画の内容についてですが、令和6年度に実施した空き家実態調査、令和7年度に実施した空き家の所有者意向アンケートを基に今後も増えていくと考えられる空き家等の現状の分析、課題の整理を行いまして、空き家等の対策及び実施体制、空き家にしないための対策、これ例えば利活用になるのですけれども、そういうのも含め、周知啓発パンフレットの作成も予定しております。

委 員 長

答弁が終わりました。

そのほか質疑ございますか。

寄 谷

111ページの他会計繰出金について伺いたいののですが、この病院事業会計というのは国の繰り出し基準に基づくものかと思うのですが、財源について伺いたいと思いますが、お願いします。

委 員 長

1点でよろしいですか。

(「はい」と言う声あり)

委 員 長

答弁を求めます。

高嶋課長補佐

ただいまご質疑のありました病院事業会計の繰出金の財源の部分ですけれども、財源としましては特別交付税分と普通交付税分、それ以外については一般会計単独事業分となっております。

寄 谷

これにはふるさと基金は使われていないということでしょうか。その確認だけちょっとお願いします。

高嶋課長補佐

ふるさと基金分として合計で4,700万円分をふるさと基金から充当しております。

委 員 長

答弁が終わりました。

そのほか質疑ございますか。

三 上

それでは、既に質疑が出ている2つなのですが、まず111ページの今寄谷委員から質疑があった病院事業会計です。お約束どおり14億2,300万円を繰り出しするということです。それで、先ほどの説明では元金返済分だということで、この元金返済分で100パーセントこの金額になるのか、あるいは余剰が出るのかどうなのかということを伺いたいと思います。

それと、特定空家の略式代執行の関係なのですが、これは何件の計算でこの金額になっているのかということと、それから国の支援があるのかどうなのかということですが。

この2点を伺いたいと思います。

高嶋課長補佐 ただいまご質問のありました病院事業会計繰出金の元金償還分につきましてですけれども、予算額14億2,314万1,000円のうち企業債償還金の部分につきましては3億585万4,000円となっております、それ以外についてはそれ以外の経費の積み上げとなっております。

種田課長補佐 2点目のご質問ですけれども、空き家の略式代執行に伴う金額、今回508万2,000円についてですが、1件の解体費になります。国などの補助というところですが、空き家対策総合支援事業補助金活用事業というところで補助金が2分の1、50パーセント入っております。

高嶋課長補佐 先ほどの病院事業会計繰出金、金額の部分に誤りがありまして、訂正させていただきます。

償還金に要する経費としましては、先ほど3億585万4,000円とお伝えしましたが、正確には3億937万4,000円でした。失礼いたしました。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長 質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように決定いたします。

以上をもちまして衛生費、衛生費における関連議案第18号の質疑は終結いたします。

ここで所管入替えのため暫時休憩し、再開を3時35分といたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:28

再 開 15:33

委 員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

土木費

委 員 長 続きまして、土木費の説明を求めます。

堀之内部長 (土木費について説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 私のほうから1点だけお願いします。

生活道路舗装補修事業の拡大についてですけれども、予定している補修箇所の場合と併せて優先順位を伺います。

飯塚係長 生活道路の舗装補修につきましては、委託業務の中で加熱舗装による補修を行っており、春先の舗装の損傷状況をパトロールして決定しますので、現段階での補修箇所は決定している状況ではありませんが、例えば江部乙地区では交通量の多い東1線であるとか南西3線、東第1授業場通り線などの舗装の補修を想定しております。また、補修の優先順位につきましては、道路パトロールを行った上で大型車両や普通自動車の交通量が多く、事故などが発生しやすい幹線などを優先的に補修し、交通量の少ない道路においても危険な損傷箇所につきましては予算の範囲内で順次補修する考えで進めております。

木 下 拡大ということにしているということは、何か所ぐらいを大体……見ていない
 のですか、予定の箇所。拡大と載っているの、それは想定していないの。
 委 員 長 場所の確認ですか。件数の確認ですか。
 木 下 拡大という事業が載っているの、大体どこの箇所ぐらいかは見越して拡大の
 予算を立てたのでないかと思われるのだけれども、それは分からない。
 委 員 長 未定ではあるけれども、想定としての場所というのは今答弁いただいたのです
 けれども、それ以上の何か答弁が必要なのかな。
 (何事か言う声あり)
 委 員 長 よろしいですか。否定しているわけではないのです。一応そういう答弁があっ
 たので、よろしいですか。
 (「いいです」と言う声あり)
 委 員 長 いいですか。
 それでは、そのほか質疑ございますか。
 山 口 135ページの緊急浚渫推進事業委託ですけれども、新年度の対象の河川はどこと
 どこなのでしょう。
 それから、しゅんせつする土砂の基準というか、河川別にどれぐらい処理しな
 さいとかという基準とか目標とかあるのかどうなのかを聞きたいと思います。
 それと、次年度の工事期間は大体どれぐらい、いつからいつまでぐらいで計画
 しているのか、お願いします。
 委 員 長 1点2項目でよろしいですか。
 (「3」と言う声あり)
 委 員 長 3項目。失礼しました。でよろしいですか。
 答弁を求めます。
 飯塚係長 緊急浚渫事業の箇所につきましては、来年度は手島川、南手島川、大曲川、東
 陽川を予定しております。
 土砂の量につきましては、これから区間を定めますので、一概にこの量という
 指示は出していないですけれども、一応現場を確認しまして、区間で指示をし
 ているところでございます。
 続きまして、期間につきましては基本的には冬期に行う予定としておりまして、
 できるだけ渇水期を目指して作業する予定でございます。
 山 口 安全対策について。
 委 員 長 工事における安全対策についてはどうなっているかという質問だと思いますが、
 答弁をお願いします。
 飯塚係長 安全対策につきましては、河川、やはり渇水期にやることによって水の増水に
 対応することが可能ですし、あとは冬期間その場所については人が入らないよ
 うにするというような安全対策を行っております。
 委 員 長 そのほか質疑ございますか。
 寄 谷 1点伺います。
 133ページの道路維持の除雪に関してなのですが、歩道をはねる除雪車が足りな
 いのではないかと思います。7時半までにはねなければいけないということ
 で除雪する場所が限られているということでお話を伺ったことがあるのですが、
 通学路についてはやはりできるだけ数多く除雪することが子供の安全のために
 必要だと思うのですが、時間的なリミットがあれば機械を増やして対応する
 というしかないかと思うのですが、その辺についての考え方、ちょっと伺いたい

飯塚係長 と思います。
 現在行っている除雪につきましてある程度時間内で十分に作業を進めているということを実感しておりますので、今のところ除雪機を増やして増強するというような予定はございません。

寄 谷 全ての通学路について除雪されているわけではないかと思うのですが、そういう意味では現在行われているところが十分かどうかではなくて、まだ除雪できていない通学路についても除雪できるように機械を増やして対応できないものかということでお伺いしているので、それについての答弁をお願いします。

飯塚係長 全ての通学路を除雪するというにつきましては、どうしてもオペレーターの人員不足等々ありますので、そこについて全てというのはなかなか対応は難しいものと考えております。

委 員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。
 藤 田 1点、133ページの除雪・排雪対策に要する経費の私道除排雪事業補助金についてお伺いしたいのですが、これは申請が否決されるというか、認められない場合というのはどういった場合があるのですか、お願いします。

飯塚係長 ただいま私道の除雪の補助金に関する質疑かと思えますけれども、基本的に要件をクリアしていれば全て認められるというような状況になっております。

委 員 長 そのほか質疑ございますか。
 三 上 先ほど山口委員が質疑したしゅんせつ工事の關係の土砂の利活用ということはどうなっているのかなと思っているのです。そこから出た土砂をそのまま捨てるのか、あるいは活用するのか、販売するのかということを伺いたいと思います。

飯塚係長 採取した土砂につきましては、市で管理しております土砂の捨場のほうに搬出している状況です。

三 上 集積して、その後はどうなっているのですか。
 東課長補佐 堆積した土ですけれども、こちら公共土木工事全般に言えるのですが、その後堆積した後、畑などの砂利を取ったりしている作業、民間で行っているものがありまして、そちらのほうで砂利を取った後の有効利用で埋める土として使われているような状況です。

委 員 長 そのほか質疑ございますか。よろしいですか。
 (なしの声あり)

委 員 長 質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。
 (異議なしの声あり)

委 員 長 そのように決定いたします。
 以上をもちまして土木費の質疑を終結いたします。
 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。
 明日は午前10時から会議を開きます。
 本日はこれにて散会いたします。
 散 会 15:48